

単価契約仕様書

環境政策局南部クリーンセンター施設係

(担当 田村、東端)

(Tel : 075-611-5363 Fax : 075-606-1271)

1 契約に際して

- (1) 落札決定後に契約単価は変更しないが、発注者又は受注者の求めがあった場合は双方協議のうえ、経済産業省資源エネルギー庁が公開している「給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）の2. 民生用灯油（給油所以外）における京都の価格」（以下「公表価格」という。）の増減額の1/8（契約日又は契約日以前の直近公表価格と納品日又は納品日以前の直近公表価格の差額をいう。以下「増減額」という。）を契約単価に加減する。ただし、増減額の算定に際し、特段の事情がある場合は、本市と受注者の協議により定めることができる。
- (2) (1)に基づく契約単価に加減する場合は、請求書には「契約単価に納品量を乗じた金額」と「納品時点の増減額に納品時点の納品量を乗じた金額の全ての合計額」をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者と協議すること。

件 名	(単価契約)白灯油（タンクローリー）南部クリーンセンター 令和8年度第3四半期
形状・寸法	仕様のとおり
予定数量	60,000L
契約期間	令和8年10月1日から令和8年12月31日まで
契約条件	<u>1 納入場所</u> 京都市伏見区横大路八反田29番地 南部クリーンセンターの地下タンクとする。 <u>2 仕 様</u> (1) 種別 1号灯油 (2) 規格 J I S K - 2 2 0 3 2 0 0 9 <u>3 注意事項</u> (1) 配送は、ローリー車による搬入とする。 (2) 納入日時は、南部クリーンセンター施設係の指示する日、時間であること。

- (3) 緊急時は、即刻手配、及び納入ができること。
- (4) ローリー車の接続金具は、施設系の指定したものであること。
- (5) 1回あたりの納入量は 約8,000Lとするが、変更することがある。
- (6) 納入時は、ローリー車の静電気を除去するため、同車のアース用導線を施設のアース線設備に接続すること。
- (7) 詳細については、施設系の指示に従うこと。

4 納入数量の集計

- (1) 納入時は、数量を記載した納品伝票を提出すること。
- (2) 納品伝票は、本市に提出後、1か月ごと、月末に集計をおこなう。
- (3) 納入数量の算出は、L(リットル)単位とする。

5 支払い

- (1) 支払は、1か月ごとの納入数量に単価を乗じたものを支払額とする。なお、1円未満の端数は切捨てとする。
- (2) 支払額は、発注者、受注者双方の合意があった場合、1-(1)のとおりとし、請求書は1-(2)のとおりとする。
ただし、1-(1)の適用は、契約期間中全ての期間とする。
また、加が発生した場合は、1-(2)のとおり増とし、減が発生した場合は、1-(2)のとおり減とする。
- (3) 支払は、納品書、及び請求書受領後、1か月ごとに前月分を支払うこととする。

6 その他

- (1) 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。
- (2) 本仕様書に、明記のない場合または内容に疑義の生じた場合については、担当者と協議すること。

以上